

## 日本放送協会令和3年度業務報告書に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

令和3年度は、前年度決算比で受信料の減収等があったものの、事業収入は予算に対して109億円の増加となった。一方、事業支出については、新型コロナウイルス感染症の影響等による国内放送費等の減により521億円の減少となった結果、事業収支差金は、230億円の赤字であったのに対し400億円の黒字となり、財政安定のための繰越金は令和3年度末に2,231億円となっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症という特殊事情があったとはいえ、今後はより精緻な収支予算の編成に努めることが必要である。

現在、放送を巡る社会環境は大きく変化しており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないと考える。とりわけ、インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民利用者の視聴スタイルが急速に変化しており、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていく必要がある。

こうした環境変化の中にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進めることが求められる。改革の一端は「NHK経営計画（2021-2023年度）」（以下「中期経営計画」という。）に反映されているが、現在、協会において中期経営計画の変更を検討中と承知しており、改革の具体像を変更後の中期経営計画の中で明らかにし、スリムで強靱な体制を構築することを期待する。

特に、受信料の水準については、財政安定のための繰越金のうち1,500億円を活用して令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行から1割以上引き下げる案が示されているが、引き続き、必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むことが求められる。これにより、今回の値下げに際して充当する還元原資の規模の抑制に努め、今後施行される電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正放送法」という。）によって導入される「還元目的積立金」制度を活用することで、将来の値下げの原資として、国民・視聴者に還元することが望まれる。

こうした認識の下、令和3年度に協会が実施した業務について、協会の令和3年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項は以下のとおりである。

## 記

## 1 国内放送番組の充実

## (1) 放送番組

放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えることが期待される。

なお、令和3年12月26日に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止に向けた取組を徹底することが求められる。

さらに、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うことが重要であり、その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが

有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用することが期待される。

#### (2) 地域放送

少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めることが期待される。

#### (3) 視聴覚障害者等に向けた放送の充実

引き続き、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、字幕放送、解説放送、手話放送の拡充に努めることが求められる。特に、災害報道、国会中継及び地域放送における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むことが求められる。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究の一層の推進及び早期の実用化が期待される。

#### (4) 4K・8K放送の推進

平成30年12月に開始された新4K8K衛星放送については、同放送の普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすことが期待される。

#### (5) 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

令和2年3月に協会が自ら公表した行動指針等に基づき、感染防止対策を徹底しながら事業を継続し、引き続き国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めることが望ましい。

### 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を国内外に正しく伝えることがこれまで以上に重要になってくる。

そのため、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送の一層の充実・強化を図ることが必要である。特に、「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえた、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等、具体的指標を含む方針に沿って取り組むことが求められる。また、国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すことも求められる。

さらに、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること等が期待される。

### 3 インターネット活用業務の適切な実施

インターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その具体化を図ることが求められる。特に、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表することが求められる。また、インターネット活用業務実施基準の変更

に当たっては、放送法及び「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（令和4年10月最終改定）に基づき、当該業務の実施に要する費用の上限を明確に定めることとされていること等を適切に踏まえることが強く求められる。さらに、地方向け番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めることが求められる。

このほか、インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民利用者の視聴スタイルが急速に変化する中、令和4年4月から、協会は自らのインターネット活用業務が果たしうる社会的役割について検証する社会実証を行っており、こうした取組を通じ、これからの公共放送の在り方を考える上で、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていくことが必要である。

#### 4 経営改革の推進

##### (1) ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底等

令和3年度には、子会社における出張旅費を騙った社員の不正行為等の不祥事が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。

引き続き、再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底することが強く求められる。また、受信料に係る契約・収納等業務全般や受信契約者等の個人情報の取扱いに関しては、寄せられる苦情や意見も踏まえ、不祥事や個人情報の漏えい事案の根絶に向け、引き続き対策を講じることが求められる。

子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」という点に関し、その内容を更に具体化するとともに、NHKグループ全体の役割分担を明確化することで、抜本的な改革を着実かつ徹底的に進めることが強く求められる。また、同時に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めることが必要である。さらに、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元及び子会社等の事業活動の適正性確保については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、引き続き適切に対応することが求められる。

##### (2) 女性の活躍

令和3年度時点の女性職員比率は21.1%、女性管理職（関連団体等への出向者を含む。）比率は11.5%、女性役員（経営委員、会長、副会長及び理事）比率は20.8%であった。女性職員の採用及び役員（経営委員を除く）・管理職への登用を一層積極的に拡大するため、令和3年3月に協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載している「2030年度の女性管理職割合25%達成を目標とし、2025年度の割合を15%以上とする」という目標達成に向けた取組を着実に実施していくとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させることが求められる。

##### (3) 働き方改革

平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底することが強く求められる。

また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、

経営委員会、監査委員会及び執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むことが求められる。

#### (4) 業務の合理化・効率化等

協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、外部委託の必要性や成果についての検証を含めた調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めることが強く求められる。

既存の業務全体の見直しについては、公共放送の担い手として真に適当なものであるか見直しを進めることとし、既に具体化されている衛星波の削減については、中期経営計画に沿って、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うことを前提に、着実に実施することが強く求められる。音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう検討を進めることが求められる。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めることが求められる。

また、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録を含む協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を果たしていくことが求められる。

さらに、協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、改正放送法により難視聴解消等に関する民間放送事業者に対する協会の協力の努力義務規定が設けられたことも踏まえ、一層積極的に実施していくことが望まれる。

#### 5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

令和3年度末の受信料支払率は昨年度からほぼ横ばいの79.6%となった。受信料の公平負担の徹底に向けて、引き続き、未契約者及び未払者対策について、現状分析と課題の整理を十分に行った上で、着実に実施することが求められる。

受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めるとともに、受信契約の勧奨や死亡時の解約等の業務の適正を確保するための体制について、不断の点検及び見直しを行うことが求められる。

「訪問によらない営業」への転換に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合など財政面に与える効果及び苦情等の受付件数など事業運営面に与える効果の検証を着実に実施するとともに、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うことが強く求められる。

受信料については、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとするとともに、公平負担を徹底する必要があるところ、その水準に関して、改正放送法において還元目的積立金の制度が設けられたところである。協会においては、一層の合理化・効率化に取り組む、必要となる事業規模及び受信料について、不断に見直しを行うことが強く求められる。

#### 6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

各地の記録的大雨や地震などの災害時において、迅速かつ正確な報道に努め、特設ニュースを編成するなど地域向けニュースを放送し、文字情報で生活関連情報を提供したことを評価する。災害時の放送に際しては、引き続き、放送が途絶することがないように取り組み、迅速かつ正確な報道に努めるとともに、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、大規模災害の被災地の復旧・復興への取組を支援することが期待される。

また、緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ることが期待される。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すことが求められる。

#### 7 放送センター建替等

放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすことが必要である。そのために、既存業務の見直し等を踏まえて、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが求められる。

また、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」についてサイバーセキュリティを確保しつつ進め、これによる「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を受信料引下げの原資に充てることが求められる。

さらに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。